

## さが自発のチャレンジモデル創出事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、“自発の地域づくり佐賀”の実現に向け、佐賀県が取り組む「さが自発のチャレンジモデル創出事業」を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (事業目的)

第2条 本事業は、CSOが実施する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、地域資源の魅力を更に磨き上げることで、地域住民の地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、より一層多くの人を惹きつける魅力ある佐賀県を実現することを目的とする。

CSOとはCivil Society Organizations(市民社会組織)の略で、特定非営利活動法人、非政府組織、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体をいう。

### (事業内容)

第3条 CSOが実施する自発の地域づくりに関する取組について、専門的な知識を有する者を派遣し、他の自発の地域づくりの取組のモデルとなるものへ磨き上げるとともに、その実施に必要な費用に対する補助を行う。

### (実施期間)

第4条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (事業申請)

第5条 事業を実施するCSOは、別に定める募集要項に基づき、応募書類等を提出するものとする。

### (実施決定)

第6条 県は、前条の規定による申請があったときは、別に定める審査要領に基づき、その内容を審査し、より一層多くの人を惹きつける魅力ある佐賀県の実現に資すると認められる場合は、決定通知を行うものとする。

2 県は、前項の決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、市町及び申請内容にかかる関係者に説明を求めることができる。

### (経費負担)

第7条 本事業における経費は、予算の範囲内において県が負担をする。

(守秘義務)

第8条 第3条に基づき派遣される専門的な知識を有する者は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。